

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

西 和 賀 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第 3	第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	13
1	利用権設定等促進事業に関する事項	14
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	14
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	18
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	19
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第 6	その他	21
別表 1	(第 2 の 1 の (1) 関係)	22
別表 2	(第 2 の 1 の (2) 関係)	25
別表 3	(第 2 の 1 の (3) 関係)	26
別表 4	(第 2 の 1 の (4) 関係)	27

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 西和賀町は、岩手県の南西部に位置し秋田県境に接している。当該地域は、奥羽山脈の中にあり、比較的平坦であるものの、標高が高く冷涼多雨の気候特性を有している。

当該地域においては以前から水稲が主要作物となっており、現在、「あきたこまち」を主体に「いわてっこ」「銀河のしずく」の生産に取り組んでいるが、今後は、減農薬・減化学肥料栽培、有機栽培等環境保全型農業の展開に加え、①北上川の中で最大の支流である和賀川の源流部で清流地域であること及び②豪雪地帯であること等の特性を生かした米づくり、米販売に取り組むことを目指す。

また、水田の有効活用として水稲と並び当該地域の主要作物となっている花きについては、全国の主要産地として、より一層その地位の向上を目指すほか、草地を生かした畜産の振興や冷涼な気候を生かした野菜の生産拡大、特産品化に向け取り組んでいる「西わらび」などの山菜栽培の拡大等、これらの取り組みの有機的な結合、連携により、西和賀型と言われる農業体系の確立を目指す。

このための農業経営の基盤となる優良農地の確保のために、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるとともに、地域のあるべき姿や地域営農の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した地域農業マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の実現に向けた取組を展開する。

さらに、農業経営基盤強化促進法が改正（令和5年4月1日施行）され、地域の農業を担う者の確保及び育成を図るために基本構想を策定している市町村において地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めることとされた。

今後は、就農から経営発展までの一貫してきめ細やかなサポートにより、新規就農者の確保・育成や円滑な経営継承等を図るとともに、農地中間管理機構による農地の賃借等により、マスタープランに位置づけられた中心経営体を含む農業を担う者について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化などを促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

2 町の農家人口は、平成28年から令和2年までの5年間で約4割減少している。その

構造は、昭和40年代の高度成長期以降に他産業への従事者が増加して兼業化が進み、農家数の割合で兼業農家が約8割であり、また農業経営者の年齢構成では65歳以上で約5割を占めている。

こうした中で、これまでは農地の資産的保有傾向が強く、中心経営体への農地の集積・集約化は飛躍的な進展は見られなかったが、最近では、機械の更新期や高齢化等により農地の集積・集約化が進展する傾向が見られる。

遊休農地化を食い止め、農業生産の拡大に資するため、土地利用の推進を図り、農地利用の合理的な集積化を地域内全域において進める。

- 3 町は、このような地域の農業構造の現状及び今後の動向を見極めながら、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来に向けた農業経営の発展目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、地域における他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得とし、これらの経営が地域における農業生産の大部分を占める農業構造の確立を図る。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、就業後間もない他産業並みの年間所得とする。

- 4 町は、将来の西和賀農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業者が組織する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的かつ重点的に実施する。

- 5 町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区及び共済組合等の関係機関・団体が、十分な連携の下に濃密な指導を行うため、町を中心として、集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いや事例研究を促進するほか、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が

主体性をもって自らの地域の農業の将来方向についての選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や、相互の連携が図られるよう誘導する。

また、新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階ごとに支援していくことが重要であるとともに、青年等就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保に関し、農地については農業委員会や農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）、技術・経営面については、農業改良普及センター及び農業協同組合等と連携しながら重点的な支援を実施する。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会及び農地中間管理機構等の支援による認定農業者及び認定新規就農者への農用地の利用集積やその他の支援措置について、集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関・関係団体との連携の下、制度の積極的活用を図るものとする。

6 地域の面的な広がりを対象とした農用地利用集積促進事業や農地移動適正化あっせん事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の発展に資するよう、事業計画の策定等において中心経営体育成の観点から十分な検討を行う。

7 農業経営の改善による望ましい農業経営の育成を図るため、土地利用型農業による経営規模拡大に意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係わる情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、営農組合や受託組合等で行われている集団的土地利用を優良事例としながら土地利用調整を全町的に展開し、中心経営体への農地の利用集積・集約化が促進されるよう努める。

特に、農用地の利用集積・集約化を進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進事業（法第4条第4項）、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）及び農地中間管理機構の特例事業（法第7条に定

める農地中間管理事業の特例。以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。)及び実質化されたマスタープランやマスタープランを基礎として策定される地域計画に基づき、地域の担い手間の利用調整を十分行い、それぞれの経営が面的にまとまるよう配慮する。

さらに、ほ場整備事業によるほ場の大区画化、農用地利用改善団体等による利用権の設定等や農作業受委託の際の利用調整を通じて農地の集約化を促進する。

- 8 水田農業等土地利用型農業を主体とする集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積が遅れている集落全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域の話し合いにおいては、認定農業者等の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的かつ明らかにするよう指導する。中でも担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

- 9 生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な役割を担うと同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっていることから、オペレーター育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制整備が整ったものについては、法人形態のもつ利点や雇用就農の受け皿としての役割を踏まえ、地域や経営の実情に応じて法人への誘導を図る。

さらには、関係機関・関係団体の連携の下、既存施設園芸の作型、品種や栽培技術の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

- 10 町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼

びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。また、農業後継者等への円滑な経営継承を図るため、農業技術習得や経営管理等に対する支援を行う。

- 11 認定農業者等中心経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結びつくよう、中心経営体のみならず、その他の農家等にも農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。
- 12 町は、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者及び生産組織等を対象に、農業改良普及センター等の協力により、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会を開催する。また、農業経営改善計画の期間が満了となる認定農業者に対しては、経営の更なる向上を目指すよう、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成指導等を重点的に行う。
- 13 大規模畜産を目指す農業経営に対しては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、日本政策金融公庫、農協の融資担当等の協力により、資金計画に係る研修や濃密な指導を実施する。
- 14 転作田における有用作物として実績を上げているりんどう等の生産基盤の強化を図るため、関係機関・関係団体に加え市場関係者の参画を得て、マーケティング面等からの新規有望作物の導入に向けた検討を進め、産地としての基盤強化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その生産・販売に関する指導・支援を積極的に行い、水田農業を基盤とした西和賀型農業の発展に結びつけるよう努める。
- 15 町は、地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置づけ、その育成を図るため、経営の規模拡大や多角化など、経営発展段階に応じた取組を支援する。

- 16 町は、法人形態のもつ各般の利点や雇用就農の受け皿としての役割などを踏まえ、地域や経営の実情に応じて法人化を推進するものとし、集落営農組織や法人化を志向する経営体を対象として支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の営農類型の指標についてこれを示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営体（別表1）

標準的な家族経営を想定して、1経営体当たりの年間所得が460万円（一部540万円）程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人（一部2人）とし、主たる従事者の年間所得は340万円）を確保できる経営を例示した。

また、労働時間は主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。

(2) リーディング経営体（別表2）

(1)の個別経営の年間農業所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね1,000万円以上）へ育成する体系とした。

(3) 集落型の農業法人（特定農業法人など）（別表3）

主たる従事者3人が中心となって集落営農を目指す類型、受託組織による営農類型及び一戸一法人による花き単一類型とし、主たる従事者1人当たりの所得目標と労働時間は個別経営体の場合と同様とした。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等（別表4）

新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況等を勘案して、就農5年後の農業経営所得は、就業後間もない他産業従事者並みの250万円程度を確保できる経営とした。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
・農業経営改善計画の達成に向け、単年度毎の	・労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基

<p>取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県農業経営・就農相談センター等の専門家の積極的な活用 ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・研修等による経営管理能力の向上 ・経営体質の強化のための自己資本の充実 ・経営内の役割の明確化 ・生産工程管理（GAP）の実施 ・必要に応じ、法人形態への移行 ・青色申告の実施 	<p>づく給料制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 ・作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実
--	---

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の農畜産物を安定的に生産し、本町農業を持続的に発展させていくため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した農業経営体の育成や、次代を担う新規就農者の確保に取り組む必要がある。

このため、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手に対し、各種支援制度を活用するとともに、岩手県農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター及び農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等への就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等を行う受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、小規模・家族経営や農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」などの多様な形で農業に関わる者についても、農地を有効活用しながら、地域の農業・農村を維持していく取り組みを促進する。

このほか、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、農作業の受託や機械等のリース・レンタル、人材派遣など、労働力確保等をサポートする農業支援サービス事業体の育成及び活用を促進する。

2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、岩手県農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター及び農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、就農等希望者に対する情報提供、移住・定住相談等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が本構想に基づく青年等就農計画を

作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、円滑に経営を開始し将来的に安定した農業経営へ発展できるよう必要となるフォローアップを行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については、岩手県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業改良普及センター、農業協同組合、認定農業者及び農業農村指導士、農地の確保については、農業委員会及び農地中間管理機構など、各組織が連携しつつ役割を分担しながら各種取り組みを進める。

- (1) 岩手県農業経営・就農支援センターは、構成団体や伴走機関に加え、農業委員会、農業協同組合等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、労働局や公共職業安定所、集落等とも連携しながら、就農相談や新規就農者の確保・育成対策活動等を推進する。
- (2) 農業改良普及センター及び農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに必要なサポートを行う。
- (3) 農業委員会及び農地中間管理機構は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介あっせん等を行う。
- (4) 個々の集落（地域計画の作成区域）は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、農業改良普及センター及び農業協同組合等と連携し、区域内における作付け品目ごとの就農受け入れ体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び岩手県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

また、農業協同組合と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報把握に努め、農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、就農等希望者とのマッチングが円滑に図られるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標

- (1) 第2に示す営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標は次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営が 地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
おおむね85%

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。この場合、基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むものとし、基幹的農作業とは、水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業とする。
- 2 目標年次は、令和12年度とする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農地の集積を加速する。関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進

する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- 山間農業地域の湯田地区、中間農業地域の沢内地区とも、小規模経営体による個別作業が多く、各々が農業用機械を所有するなど生産コストが高いことが課題となっており、今後、集落営農の組織化など作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。また、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、町は、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構及び土地改良区等の関係団体との連携のもと、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するための必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、町の農業の地域特性、すなわち、水稲を中心とした水田農業や複合経営での多様な農業生産の展開、また、農業従事者の減少などの実態を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 湯田北部地区では平成25年度から、太田・下巾地区では平成26年度から、川舟地区では令和3年度から基盤整備事業が開始された。このうち、湯田北部地区は令和2年度、太田・下巾地区は令和4年度に事業が完了している。川舟地区においては、事業完了後、基盤整備の成果を活かし高能率な生産条件を形成するため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手が連担化した条件で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 地域が一体となって農地利用の効率化を図ろうとする地域においては、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体が組織され、積極的な活動がなされるよう誘導する。

以下、個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域計画を定め、その実現に向けて農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用し、農用地の担い手への集積・集約化を促進する。

(2) 法第18条第1項の協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定し広く周知する。

参加者については、農業者、町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区その他の関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項にかかる問い合わせへの対応を行うための窓口を町に設置する。

(3) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構及び土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として、適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う

自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施の促進を図る。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付けの集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基

本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積及び目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要

件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員から、その所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にあると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用程度がその周辺地域における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が、その周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう指導、援助に努

める。

- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者からの申出があった場合は、町及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地については、適切に管理し将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて環境の整備を図る。

町は、農業支援サービス事業体に対して提供可能なサービス内容（料金、対応区域等）についての情報提供を働き掛けるとともに、農業委員会は、地域の農業支援サービス事業体に関する情報の収集及び、農業支援サービス事業体による農作業受委託の促進に努める。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関しては第2の1の(4)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、町では、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の支援策を効果的に活用し、経営力を高め、確実な定着へと導く。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施設との連携に配慮するものとする。

ア 町は、実施中及び計画中之である基盤整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、優良水田の確保を図るとともに、水稻育苗施設や大規模米乾燥調整施設、花き出荷用の真空予冷及び保冷库、氷室等の既存施設の有効活用と農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 町は、経営所得安定対策への積極的な取り組みによって、望ましい経営の育成に資するよう努める。

ウ 町は、マスタープランの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻と花き、野菜、山菜等を適切に組み合わせ水田の有効利用を図る。

エ 町は、農業集落排水事業や集落道等の定住条件の整備を通じ、農業の担い手の確保に努める。

オ 町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区及び西和賀農業振興センター等の関係機関・団体と連携し、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第2で掲げた目標や指標で示される、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営体の育成及び農用地利用の集積を強力に推進する。

さらに、北上地方農林業振興協議会が策定した北上地方新規就農者確保・育成アクションプランの実行により、地域や産地が主体となった新規就農者の確保・育成体制の確立を図るものとする。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

(3) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

① 町は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下、同機構が行う町内での事業の実施の促進を図る。

② 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う農用地等の中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し情報提供等の事業協力を行うものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年7月26日から施行する

附 則

この基本構想は、平成22年4月30日から施行する

附 則

この基本構想は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する

附 則

この基本構想は、平成28年10月19日から施行する

附 則

この基本構想は、令和4年3月31日から施行する

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する

附 則

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例による。

別表1 (第2の1の(1)関係)

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(1) 水稲	(作付面積等) 水稲 = 11.0 ha 水稲受託(全) = 5.0 ha (主1 + 従1) 〔経営面積〕 11.0 ha (うち借地) 7.0 ha	(資本装備) トラクター(40ps) 1台 田植機(側条施肥6条) 1台 コンバイン(ガレタク付5条) 1台 〔その他〕 ・作付ほ場の団地化によりコスト削減	・複式簿記記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農作業環境の改善、休息時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保
(2) 水稲 + 花き + しいたけ	(作付面積等) 水稲 = 5.0 ha 水稲受託(全) = 5.0 ha りんどう = 0.25ha 菌床しいたけ = 8,000玉 (主1 + 従1) 〔経営面積〕 5.25ha (うち借地) 1.0ha	(資本装備) トラクター(40ps) 1台 田植機(側条施肥6条) 1台 コンバイン(ガレタク付3条) 1台 乾燥調整 1式 水切り乾燥ヒーター 1台 〔その他〕 ・作付ほ場の団地化によりコスト削減 ・冬季(11月~3月)50坪ハウス2棟での菌床しいたけ栽培(菌床購入) ・りんどうは早生種を主体とする	・経営管理の熟度の高い経営の法人化への誘導	・畜産経営におけるヘルパー活用と計画的な休日の確保
(3) 花き + 水稲	(作付面積等) 水稲 = 4.0 ha りんどう = 0.7 ha (主1 + 従1) 〔経営面積〕 4.7 ha (うち借地) 2.0 ha	(資本装備) トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(ガレタク付2条) 1台 管理機 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 〔その他〕 ・作付ほ場の団地化によりコスト削減 ・りんどうは早中晩の適正組合せ		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(4) 花き + 野菜 + 水稲	(作付面積等) 水稲 = 1.0 ha りんどう = 0.6 ha 露地いちご = 0.15ha (主1 + 従1) 〔経営面積〕 1.75 ha	(資本装備) トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(可搬式) 1台 水切り乾燥ヒーター 1台 マルチャー(共同) 1台 〔その他〕 ・水稲基幹作業委託	・複式簿記記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農作業環境の改善、休息時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保
(5) 花き + 肉用牛(繁殖) + 水稲	(作付面積等) 水稲 = 3.5 ha りんどう = 0.5 ha 黒毛和種 = 12頭 飼料作物 = 1.5 ha (主1 + 従1) 〔経営面積〕 5.5 ha	(資本装備) トラクター(25ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(グレンタック付3条) 1台 水切り乾燥ヒーター 1台 〔その他〕 ・夏季放牧	・経営管理の熟度の高い経営の法人化への誘導	・畜産経営におけるヘルパー活用と計画的な休日の確保
(6) 花き + 水稲	(作付面積等) 水稲 = 1.0 ha りんどう = 1.0 ha ゆり = 0.15 ha (主1 + 従2) 〔経営面積〕 2.15 ha	(資本装備) トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 " (可搬式) 1台 マルチャー(共同) 1台 花処理ライン 1台 水切り乾燥ヒーター 1台 球根掘り取り機 1台 〔その他〕 ・水稲基幹作業委託		
(7) 山菜 + 肉用牛(繁殖) + 水稲	(作付面積等) 水稲 = 3.0 ha ぜんまい = 0.5 ha わらび = 1.0 ha 黒毛和種 = 10頭 飼料作物 = 1.5 ha (主1 + 従1) 〔経営面積〕 6.0 ha (うち借地) 3.0 ha	(資本装備) トラクター(25ps) 1台 田植機(4条) 1台 管理機 1台 〔その他〕 ・夏季放牧		
(8) 酪農	(作付面積等) 経産牛 = 50頭 育成牛 = 15頭 飼料作物 = 20.0 ha (主1 + 従2) 〔経営面積〕 20.0 ha	(資本装備) 畜舎 750 m ² 飼料生産機械 1式 (飼料共同生産) 〔その他〕 ・ヘルパー月2回利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(9) 肉用牛 (繁殖) + 水稲	(うち借地) 15.0 ha (作付面積等) 水稲 = 7.0 ha 黒毛和種 = 35 頭 飼料作物 = 5.0 ha (主1 + 従1) 〔経営面積〕 12.0 ha (うち借地) 4.0 ha	・堆肥センター利用 (資本装備) トラクター(30ps) 1台 田植機(側条施肥6条) 1台 コンバイン(クレタック付3条) 1台 飼料生産機械 1式 〔その他〕 ・作付ほ場の団地化によりコスト削減 ・夏季は公共牧野放牧 ・飼料草地は共同利用	・複式簿記記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営管理の熟度の高い経営の法人化への誘導	・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農作業環境の改善、休息時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・畜産経営におけるヘルパー活用と計画的な休日の確保
(10) 肉用牛 (肥育) + 水稲	(作付面積等) 水稲 = 4.0 ha 水稲受託(基幹) = 2.0 ha 黒毛和種 = 100 頭 (主1 + 従1) 〔経営面積〕 4.0 ha (うち借地) 1.5 ha	(資本装備) トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(クレタック付2条) 1台 藁切りカッター 1台 〔その他〕 ・作付ほ場の団地化によりコスト削減		

別表2 (第2の1の(2)関係)

[リーディング経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(1) 水稲 + 小麦	(作付面積等) 水稲 = 25.0 ha 水稲受託(全) = 10.0 ha (主1 + 従1) 〔経営面積〕 35.0 ha (うち借地) 14.0 ha	(資本装備) トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 1台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.2t) 1台 静置式乾燥機(1.8t) 2台他 〔その他〕 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工の導入	・複式簿記記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営管理の熟度の高い経営の法人化への誘導	・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農作業環境の改善、休息時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・畜産経営におけるヘルパー活用と計画的な休日の確保
(2) 野菜専作	(作付面積等) トマト = 1.2 ha 〔経営面積〕 1.2 ha	(資本装備) 簡易ビニールハウス 12,000 m ² トラクター(20ps) 1台他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入		
(3) 野菜専作	(作付面積等) トマト = 0.5 ha 〔経営面積〕 0.5 ha	(資本装備) 高規格ハウス 5,000 m ² 複合環境制御装置、他 〈その他〉 ・周年出荷 ・長期的な雇用		
(4) 酪農専作	(作付面積等) 経産牛 = 90 頭 飼料作物 = 5.0 ha 牧草 = 30.0 ha 〔経営面積〕 35.0 ha	(資本装備) 畜舎 960 m ² トラクター(50ps、80ps) 2台 〈その他〉 ・フリーストール、ミルクングパーラ方式の導入		
(5) 酪農専作 (飼料生産外部委託)	(作付面積等) 経産牛 = 80 頭 〔経営面積〕 35.0 ha	(資本装備) 畜舎 960 m ² 〈その他〉 ・フリーストール、ミルクングパーラ方式の導入		

別表3 (第2の1の(3)関係)

[集落型の農業法人(特定農業法人など)]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(1) 水稲 + しいたけ + 野菜 (担い手+ 全戸参加 型)	(作付面積等) 水稲 = 20.0 ha 菌床しいたけ = 24,000 玉 G・アスパラ = 1.0 ha えごま = 0.3 ha (主3) 〔経営面積〕 21.3 ha	(資本装備) トラクター(40ps) 1台 田植機(側条施肥6条) 1台 コンバイン(グレンタンク付3条) 1台 ハウス(50坪) 6棟 〔その他〕 ・菌床しいたけは周年栽培とするが、冬季は主たる従事者管理	・経営管理能力の向上(顧客管理台帳、受託作業農家管理、複式簿記、農作業日誌、雇用労働を含めた作業管理)	・臨時雇用等による作業量に応じた労働力の確保 ・労働評価の適正化
(2) 水稲 + 花き (担い手+ 全戸参加 型)	(作付面積等) 水稲 = 15.0ha りんどう = 2.0 ha (主3) 〔経営面積〕 17.0 ha	(資本装備) トラクター(40ps) 1台 田植機(側条施肥6条) 1台 コンバイン(グレンタンク付3条) 1台 フラワーバインダー 1台 水切り乾燥ヒーター 1台 動力噴霧機(自走式) 1台	・経営内役割の明確化 ・経営体質強化のため、自己資本の充実	・福利厚生の実施
(3) 水稲 + 大豆 (作業受託 型)	(作付面積等) 水稲 = 15.0 ha 水稲受託(基幹) = 15.0 ha 黒平大豆 = 5.0 ha (主3) 〔経営面積〕 20.0 ha	(資本装備) トラクター(50ps) 1台 田植機(側条施肥6条) 1台 コンバイン(グレンタンク付3条) 1台 乾燥調整(農協DAG搬入) 普通型コンバイン、乗用管理機、播種機(町所有) 〔その他〕 ・乾燥調整は農協施設利用		
(4) 花き (一戸一法 人型)	(作付面積等) りんどう = 2.0 ha ゆり = 2.0 ha 〔経営面積〕 4.0 ha (うち借地) 2.0 ha	(資本装備) トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 " (可搬式) 1台 ハウス 5,000 m ² 花処理ライン 1台 水切り乾燥ヒーター 1台 球根掘り取り機 1台 〔その他〕 ・りんどうほ場は農地流動化により確保		

別表4 (第2の1の(4)関係)

[新たに農業経営を営もうとする青年等の営農類型、経営規模、生産方式]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(1) 野菜専作	(作付面積等) きゅうり = 0.15 ha (経営面積) 0.15 ha	(資本装備) 管理機(ローター付) 1台 動力噴霧器(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〔その他〕 ・農地は賃借 ・半促成+抑制栽培 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場H27～R1岩手県平均	・複式簿記記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営管理の熟度の高い経営の法人化への誘導	・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農作業環境の改善、休息時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・畜産経営におけるヘルパー活用と計画的な休日の確保
(2) 野菜専作	(作付面積等) きゅうり = 0.2 ha (経営面積) 0.2 ha	(資本装備) 管理機(ローター付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 マルチスプレーヤ(クロー自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〔その他〕 ・農地は賃借 ・露地栽培 ・トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場H27～R1岩手県平均		
(3) 野菜専作	(作付面積等) きゅうり = 0.2 ha (経営面積) 0.2 ha	(資本装備) 管理機(ローター付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 動力噴霧器(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〔その他〕 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場H27～R1岩手県平均		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(4) 野菜専作	(作付面積等) ミニトマト = 0.15 ha <経営面積> 0.15 ha	(資本装備) 軽トラック 1台 動力噴霧器(可搬式 6ps) 1台 ミニトマト選果機 1台 <その他> ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場 H27～R1 岩手県平均	・複式簿記記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営管理の熟度の高い経営の法人化への誘導	・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農作業環境の改善、休息時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・畜産経営におけるヘルパー活用と計画的な休日の確保
(5) 野菜専作	(作付面積等) ピーマン = 0.25 ha <経営面積> 0.25 ha	(資本装備) 管理機(ローター付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 <その他> ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場の H27～R1 岩手県平均		
(6) 野菜専作	(作付面積等) ほうれんそう = 0.4 ha <経営面積> 0.4 ha	(資本装備) 真空播種機(バッテリー式) 1台 動力噴霧機(可搬式) 1台 ほうれんそう調製機(中古) 1台 野菜フィルム包装機(計量機付、中古) 1台 軽トラック(4WD) 1台 <その他> ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場の H27～R1 岩手県平均		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(7) 菌茸専作	(作付面積等) 生しいたけ = 24 千玉	(資本装備) ウレタン吹き付けハウス554㎡ 〈その他〉 ・菌床栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記 記帳により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営管理の熟度の高い経営の法人化への誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農作業環境の改善、休息時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・畜産経営におけるヘルパー活用と計画的な休日の確保
(8) 花き専作	(作付面積等) りんどう = 0.4 ha (経営面積) 0.4 ha	(資本装備) 刈払機(肩掛式) 1台 動力噴霧機(背負式) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 フラワーハインター(切断→下葉取り→結束) 1台 軽トラック(4WD) 1台 〈その他〉 ・農地は賃借 ・単収は、県目標		